

⑨－１ 出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）

（宛先）茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

年 月 日

子どもの 名前	フリガナ		子どもの 名前	フリガナ	
生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日	
クラス年齢	令和7年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	クラス年齢	令和7年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス
保育所等 名称	☐ 利用中（ ） ☐ 申請中（転園申請含む）		保育所等 名称	☐ 利用中（ ） ☐ 申請中（転園申請含む）	

以下のとおり、出産予定がありますので、連絡します。

出産予定日	年 月 日		
母子手帳No		多胎妊娠	☐ 単胎 ☐ 双子以上
産前産後期間	年 月 日 から 年 月 日 ※認定期間は、予定日の6週間前（多胎の場合は予定日の14週間）の月初から出産後8週間後の翌日の月末までとなります。		

☐ 認可保育所等の入所申請

出産予定がある場合、産前産後期間の入所の条件が異なります。希望する申請方法を選択してください。

☐ 出産要件で認可保育所等を申請する （育児休業を取得する場合も含む）	入所となった場合の在園期間は、出産日から8週間後の翌日を含む月の月末までとなります。 入所できなかった場合は、出産日から8週間後の翌日を含む月の入所審査を最後に、それ以降は審査 取下となります。
☐ 申請を取上げる	【認可保育所等申請取下書】 を提出してください。
☐ 申請を継続する	産後期間終了後も保育の必要性が継続することが分かる書類の提出が必要です。 <必要書類> 就労：③就労証明書 求職：④求職活動誓約書兼起業準備状況申告書 就学：⑤就学に関する調書及び添付書類 介護・看護：⑥介護・看護に関する調書及び⑧診断書や手帳などの添付書類 疾病・障がい：⑦疾病・障がいに関する調書及び⑧診断書や手帳などの添付書類

☐ 認可保育所等の利用中

出産後の状況について選択してください。

☐ 産休後に ☐ 母（ 年 月 日～取得予定）が、育児休業を取得し、育児休業中も継続して入所を希望します ☐ 父（ 年 月 日～取得予定）が、育児休業を取得し、育児休業中も継続して入所を希望します 出産後、【就労証明書】及び【出生届 兼 育児休業に伴う認可保育所等入所継続届】を提出してください。 育児休業の開始日を含む月の翌月（1日が開始日の場合は当月）から、短時間認定となります。	
☐ 産休後、復職します 復職後、【復職済証明書】を提出してください。	
☐ 退園します 【退園届】を提出してください。	
☐ 就労以外の要件のため、そのまま継続して認可保育所等を利用します	
里帰り出産をする方の 注意事項	子どもが認可保育所等を欠席できる期間は、産前産後期間だけです。それ以降欠席が続く場合は、退園となります。 また、欠席する期間も保育料は発生します。